

公 募

次のとおり、中部森林管理局が実施する令和8年度山地災害等航空レーザ計測業務の受注希望対象者を公募します。

令和8年1月26日

中部森林管理局長 佐伯 知広

1 業務名

令和8年度山地災害等航空レーザ計測業務

2 目 的

中部森林管理局管内において大規模山地災害等が発生したとき、迅速に航空レーザ計測ができる者と契約を締結できるよう、当該業務に必要十分な業務実績や遂行能力を有する者であって当該業務の受注を希望する者を受注希望対象者(以下、「対象者」という。)としてあらかじめ公募し、受注希望対象者名簿を作成することにより有事に備えることを目的とする。

3 業務内容

大規模災害発生時等において、航空レーザ計測により速やかに地形変状に対する計測及び差分解析等を実施し、数値地形図データファイルを作成する(山地災害状況によっては差分解析の作成を含む)。

4 対象区域

中部森林管理局管内の国有林、国有林に隣接する民有林、民有林直轄治山事業区域及び地すべり防止事業区域。

(対象地域:長野県、富山県、岐阜県、愛知県及び新潟県糸魚川市)

5 参加資格

下記の(1)から(12)の要件をすべて満たす者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和7・8年度中部森林管理局の競争参加資格のうち、「測量・建設コンサルタント等」の業種区分「測量」、「建設コンサルタント」、「地質調査」の一般競争参加資格の認定を受けていること。
(「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

については、手続開始の決定後、中部森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、事案が発生した際は、一般競争参加資格を有していること。

(3) 建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年 4 月 15 日付け建設省告示 717 号)に基づく森林土木部門の登録を受けていること。なお、設計共同企業体についても参加を認める。

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年間において元請けとして、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)のほか、国の機関又は地方公共団体等(都道府県、市町村、財団又は社団法人)が下記に示す同種業務を実施した実績を有すること。

ただし、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領(平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する業務成績評定点(以下「評定点」という。)が 60 点未満であるものを除く。

同種業務:航空レーザ計測業務及び航空レーザ計測を含む森林解析業務

(5) 中部森林管理局管内の森林管理署長等(以下、「中部森林管理局長等」という。)が発注した業務のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの間に完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、評定点の平均が 60 点以上であること。

(6) 対象者は本業務を実施する場合においては、次に掲げる基準をすべて満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者

(ア) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 32 条に規定する技術士の登録(総合技術監理部門(森林一森林土木)又は森林部門(森林土木)の登録に限る。)を受けた者、又は次のいずれかに該当する者。

(a) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(同法第 108 条の 2 に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者。

(b) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後、森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者。

(c) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者。

(d) (一社)日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する(技術士補、RCCM の資格を有するもの)であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。

(イ) 令和5年 4 月 1 日から令和7年 3 月 31 日までの 2 年間において、上記(4)に掲げる同種業務において管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した経験を有すること。

また、当該実績が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者又は照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが 60 点未満であるものを除く。

なお、技術者成績評定点がない場合は『60』点の見なし点数とする。

イ 照査技術者

上記(4)に掲げる業務において、管理技術者又は照査技術者として従事した経験を有すること。

ウ 担当技術者

測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 49 条に規定する測量士又は測量士補。

(7) 中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号)及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政第 338 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房經理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 暴力団排除に関する誓約事項【様式4】に同意した者であること。

(10) 当該業務に関する遂行能力及び実績を有し、かつ、業務目的の達成に必要な組織及び技術者、人員を有していること。

(11) 中部森林管理局管内に本店、支店、営業所等を有すること。

(12) 請負事業等における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものも含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

6 応募資料の作成

公募に参加する者は、以下の資料を作成する。

(1) 一般競争参加資格

令和7・8年度に係る「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」の写しを添付すること。

競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書については、中部森林管理局ホームページ ホーム > 公売・入札情報 > 契約関係情報 > 林野庁における建設工事契約等に係る競争参加資格審査の申請について内の「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」を参照。

(URL:https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/)

(2) 同種業務の施工実績及び経営の状況 【様式2】

上記6(4)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を1件記載すること。

確認資料として、(ア)業務実績として記載した業務に係る契約書の写し(工事名、工期、発注機関、契約金額、工事場所、受注者名、社印を有する部分)、(イ)同種業務が確認できる書類の写しを添付すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS/TECRIS)」(以下「CORINS/TECRIS」という。)に登録されており、その登録内容から(ア)及び(イ)が確認できる場合は、登録内容確認書(工事実績)の写し((ア)及び(イ)が確認できる部分のみでよい。)を契約書等の添付に代え、施工証明とすることができます。

なお、同種業務の実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び総合治山事業所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事の場合、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定通知書の写しを添付すること。

本店、支店又は営業所の所在地が確認できる資料については、上記7(1)により省略可とする。

(3) 社会保険等加入状況

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出(届出の義務がない者を除く。)をしていることが確認できる総合評定値通知書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定するもので、申請日直近のものをいう。)の写し等を添付すること。

(4) 企業の実績等

中部森林管理局が発注した業務のうち、令和5年4月1日から令和7年12月31日の間に完成・引き渡された業務実績を1件記載すること。

(5) 技術者数、業務実施体制

中部森林管理局管内の本店・支店・営業所の何れかに勤務しており、かつ、業務が発生した場合に配置可能な技術者について、技術者資格区分(管理技術者、照査技術者、担当技術者)毎の人数、配置可能な技術者に関する情報を所属・役職、保有資格は、公募の参加資格が判断できるように記載すること。

(6) 暴力団排除に関する誓約事項 【様式4】

(7) 名簿情報入力表 【様式5】

「記載上の注意」を確認のうえ、Excel ファイルで提出すること

7 応募資料の交付期間、交付場所

(1) 交付期間

令和8年1月27日から令和8年2月17日までの平日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(2) 資料の交付場所

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 計画保全部 治山課 担当:専門官(災害調整)

IP電話: 050-3160-6557

電子メールアドレス: c_chisan@maff.go.jp

電子データは、記録媒体(CD-R 又は CD-RW[未使用・未開封])を持参することを条件に交付。

なお、応募資料は、中部森林管理局ホームページからもダウンロードできる。

8 応募資料の提出期限及び提出場所

(1) 応募締切日 令和8年2月17日 午後5時まで

(2) 資料の提出

上記6(1)~(7)の資料を、上記7(2)へ電子メール又は書面にて提出すること。

(3) 提出にあたっての留意事項

ア 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時を除く)

イ 郵送等により提出する場合は、上記8(1)の期限までに中部森林管理局に到着したものまでを有効とする。

ウ 提出された書類は原則として、変更又は取消を行うことはできない。

エ 提出された書類は提出者に無断で使用しない。

オ 書類の作成及び提出に係る経費の支払いは行わない。

カ 提出された書類は返却しない。

9 名簿の有効期限

名簿の有効期限は、令和8年度末(令和9年3月31日)までとする。

ただし、事情により名簿から変更・削除を希望する者は、依頼書【様式6】により隨時提出することができる。

10 対象者の決定方法

- (1) 提出された技術資料の内容について、選定委員会において審査を行い対象者を決定する。
- (2) 選定にあたっては、上記5参加資格の全ての項目について審査する。
- (3) 対象者が決定した時は、対象者名簿に登録しその旨を技術資料を提出した者全員に通知する。

【様式7-1又は様式7-2】

11 その他

- (1) 山地災害等航空レーザ計測業務の契約にあたっては、災害発生の都度、本公募により対象者として決定された者全員から見積書を徴取し、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者と契約を締結する。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記5(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (2) 本業務の実施による計測基準は、別紙特記仕様書のとおりとする。

12 公募に関する質問及び回答

この公募及び交付資料等に関する質問がある場合は、書面(任意様式)により提出すること。

(1) 提出場所

〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715-5

中部森林管理局 総務企画部 経理課 担当:専門官(契約適正化)

IP電話: 050-3160-6533

電子メールアドレス: c_keiri@maff.go.jp

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、中部森林管理局ホームページにおいて公表する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiri/nyusatu/situmonkaitou.html>

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

(http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。